

大分市DVシェルター運営事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者及びそれらに同伴する家族（以下「被害者等」という。）を緊急的かつ一時的に保護するDVシェルターの安定的運営を支援することにより被害者等の保護及び支援体制の充実を図るため、DVシェルターを運営する事業を行う者に対し交付する大分市DVシェルター運営事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「DVシェルター」とは、次に掲げる要件を満たす施設をいう。

- (1) 団体によって運営されていること。
- (2) 被害者等を緊急的かつ一時的に避難させ、2週間以上継続して入所させることができる居室を有すること。

(3) 不特定多数の者に開放されておらず、被害者等の安全及び衛生の確保に配慮したものであること。

(4) その他市長が必要と認める設備を有すること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす団体であつて、市長が適当と認めるものとする。

(1) 大分市内にDVシェルター及び主たる事務所を有すること。

(2) 現に被害者等に対する支援を実施しており、十分な実績があると認められる者であること。

(3) 既に継続して1年以上DVシェルターを運営しており、将来にわたってDVシェルターを運営することができると認められるものであること。

(4) 営利を目的としていないこと。

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、DVシェルターに係る家賃、光熱水費、消耗品費、火災保険料その他DVシェルターに要する経費のうち市長が必要と認める経費とする。ただし、補助金の

交付を受けようとする年度（以下「事業年度」という。）に当該補助対象経費に対して他の補助金等の交付を受けている場合は、その補助金等の額を当該補助対象経費から除くものとする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費の額とし、予算の範囲内で交付するものとする。

（交付の申請等）

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、大分市DVシェルター運営事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、事業年度の4月末日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体の会則等
- (4) 団体の活動実績に関する資料
- (5) DVシェルターの運営に関し土地、建物等の賃貸借を行っている場合にあっては、これを証する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定するとともに大分市DVシェルター運営事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、適当と認めないときは補助金の不交付を決定するとともに大分市DVシェルター運営事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、必要な条件を付すことができる。

(申請事項の変更等の承認)

第7条 前条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第5条の規定により申請した内容の変更又は中止若しくは廃止をしようとするときは、遅滞なく大分市DVシェルター運営事業変更・中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その承認の可否を決定し、大分市DVシェルター運営事業変更・中止（廃止）承認（不承認）

通知書（様式第5号）により補助事業者に通知しなければならない。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、事業の完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い期日までに、大分市DVシェルター運営事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、第6条第1項の規定による補助金の交付決定の内容及び条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大分市DVシェルター運営事業補助金交付確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、大分市DVシェルター運営事業補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助事業者が実施する事業(以下「補助事業」という。)の性質上必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。

(報告、検査又は指示)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して補助事業の遂行状況に関し必要な事項について報告を求め、検査し、又は指示することができる。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、第6条第1項の規定による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

- (2) 補助金の交付の目的に反して補助金を使用したとき。
- (3) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) 補助金の交付決定を受けた事業の中止又は廃止をしたとき。
- (5) 補助事業者が第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (6) 市長の指示に従わないとき。
- (7) その他この要綱の規定に違反したとき。

(関係書類の整備)

第13条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月23日から施行する。

(申請書の提出期限の特例)

- 2 平成21年度における第5条の規定による申請書の提出の期限は、同条の規定にかかわらず、平成21年5月29日とする。

附 則

この要綱は、平成26年3月11日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市DVシェルター運営事業補助金交付要綱は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。